

消費生活センター通信⁽⁶⁸⁾



クーリング・オフについて

事業者と消費者間の契約で、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。期間の起算日は、契約書面を受け取った日です。

【適用される取引と期間】

- ① 店舗外（訪問販売など）・街頭で誘われて・目的を告げずに呼び出されての契約
 - ② 業者からの電話での契約
 - ③ エステ、外国语会話教室、結婚相手紹介サービスなど
 - ④ 店舗以外で業者が消費者から物を買い取る契約
 - ⑤ マルチ商法の契約
 - ⑥ 内職、モニター商法の契約
- ※ ①～④は8日間、⑤・⑥は20日間

【効果】

- ・通知書を発信した時点で契約解除
- ・支払済代金の全額返金
- ・受け取った商品の事業者負担での返品
- ・すでに行われている工事の事業者負担での原状回復
- ※ このほかにもクーリング・オフ制度のある契約があります。詳細・不明な点は消費生活センターにお問い合わせください。

【方法】

- ・総額3千円未満の現金取引化粧品、健康食品などの消耗品で使用したもの
- ・葬儀、電気
- ・自動車、自動車リースなど

消費生活センター

☎ 65-1206

- ・店舗での購入
- ・テレビショッピング、インターネットショッピング、カタログ販売などの通信販売

受付時間：平日8時30分～17時